

葬祭場等設置事業計画書		
2026年 7月 6日		
(宛先) 川 崎 市 長		
事業者 住 所 神奈川県厚木市旭町一丁目8番4号 氏 名 株式会社神誠 代表取締役 仲村和明 電 話 046-220-0503 (担当：宮下俊弥) (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。		
葬 祭 場 等 の 名 称	(仮称) 家族葬式場 小さな森の家 川崎市遠藤町 新築工事	
葬 祭 場 等 の 位 置	川崎市幸区遠藤町46-3	
葬 祭 場 等 の 内 容	■葬祭場 □遺体保管所 □エンバーミング施設 ■その他(自立看板)	
工 事 種 別	■新築 □改築 □増築 □使用方法の変更 ※使用方法の変更の場合、変更前の用途()	
建 築 物 の 概 要	敷地面積 396.50 m ²	高 さ 5.200 m (自立看板 10.000 m)
	建築面積 142.51 m ²	構 造 木 造 (自立看板 鉄骨造)
	延べ面積 130.85 m ²	階 数 地上 1 階
葬 祭 場 等 の 概 要	葬祭場等の床面積 130.85 m ²	葬祭場等部分 地上 1 階
	工事着手予定 2026年7月27日	工事完了予定 2026年12月27日 (設置予定)
	標識設置予定 2026年5月14日	説明会実施予定 2026年5月22日
問い合わせ先	住 所	東京都港区南青山五丁目 4-35 たつむら青山ビル
	氏 名	リノべる株式会社 代表取締役 山下智弘 電話 03 (5766) 2597
	担 当 者	水澤拓人
【添付書類】 ■案内図 ■配置図 ■各階平面図 ■立面図 ■断面図 ■葬祭場等に関する維持管理計画書 ■葬祭場等維持管理責任者選任届・誓約書 □その他 ()		
※ 備 考		

(第二面)

○施設整備基準について

	項 目	対 応 策 (要 旨)
施設 整備 基準	(1) 自動車及び自転車駐車場について	駐車場は普通自動車用 3 台分、霊柩車 1 台分を確保します。 霊柩車は安置室の付近に設けることで遺体の搬出入が見えにくいよう配慮します。 自転車での来館は原則として認めませんが、もし自転車での来館があった場合には敷地内に駐輪するよう指示します。
	(2) 敷地に接する道路について	国道 409 号線（幅員 22.0 m）に 6.0 m 以上接します。
	(3) 隣地境界線までの距離及び緑化について	外壁の面から隣地境界線までの距離は、隣地境界線より 1m 以上確保します。 北西側隣地境界に対しては目隠しフェンス（H1.8m 程度）、南西側・南東側隣地境界に対しては緑化します。
	(4) 葬祭場等の外観等について	白を基調とし、周辺の環境及び景観に配慮し、白を基調とした外観、色彩とします。 立て看板に関しても色彩に配慮し、過大な広告は控えることとします。

注 1 ※印の欄には、記入しないでください。

- 2 協議担当課と協議を行う場合は、第一面に規定する添付書類を添付して行ってください。なお、添付書類以外の書類の提出を求める場合があります。

(第 2 号様式)

葬祭場等に関する維持管理計画書

2026 年 7 月 6 日

(宛先) 川崎市長

住 所 神奈川県厚木市旭町一丁目 8 番 4 号

氏 名 株式会社神誠 代表取締役 仲村和明

担当：宮下俊弥

電 話 046-220-0503

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者
の氏名 〕

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり提出します。

1 維持管理計画

○施設の設置運営に関すること

1) 花輪の設置場所等に関すること
供花は原則敷地内（建物内）に設置します。 花輪の設置はいたしません。 <i>※花輪の敷地内設置のこと</i>
2) 通夜・告別式等の実施方法等に関すること
通夜、告別式は敷地内で行います。 葬儀の受付、参列、通夜、告別式、見送りなど建物内で行います。 <i>※葬儀の受付、参列、見送り等のスペースの敷地内確保のこと</i>
3) 遺体及び棺の搬入出に関すること
目隠しフェンス等にて隣接地から直接視認できないように配慮します。 安置室は道路に面さず、外から視認しにくい位置に配置します。 また、庇を設けて上階からの視線にも配慮します。 <i>※外部から視認されない措置のこと</i>
4) 防音・防臭対策に関すること。
内外の音又は臭い等については、できる限り周囲に影響のないよう配慮します。 ガラスはペアガラスとし、外壁内にグラスウールを充填し防音に努めます。線香は少煙タイプを使用し、臭いに配慮します。 <i>※音や臭いについて、近隣住民等への配慮のこと</i>
5) 交通渋滞の防止対策に関すること。
道路状況により交通渋滞を起こす恐れがある場合は、交通の円滑化を図り、効果的に交通事故の防止を図ります。 ご葬儀相談時に駐車可能台数を利用者に案内し、駐車台数以上の来場者をお断りするようご案内します。 会葬者が滞留しないよう速やかな誘導に努めます。 <i>※会葬者等に対する自動車の使用制限に関する案内のこと</i>
6) 遺体の保管方法に関すること。
本施設にて遺体洗浄、遺体保存のための処理等を行わないため、設置しません。 ご遺体は棺内にドライアイスを入れ、安置室内をエアコンで温度管理を行い保管します。 <i>※ドライアイス・冷蔵庫等の遺体を保管する方法のこと</i>